



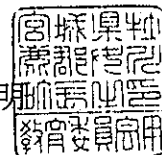
女川町告示第39号

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号）第6条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月24日

女川町長 須田 善 明



1 入札に付する工事

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 女川町町民多目的運動場人工芝グラウンド改修工事 |
| (2) 施 工 場 所 | 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原190番地 |
| (3) 工 事 概 要 | 土木工事一式
女川町多目的運動場人工芝グラウンド改修
改修延床面積：11,200㎡
防球ネット新設工事
総延長：246.2m×高さ：14.5m |
| (4) 工 事 期 限 | 契約日の翌日から平成32年2月28日まで |
| (5) 予 定 価 格 | 公表しない。（事後公表） |
| (6) 最低制限価格 | 以下の算式により算出された金額とする。
直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.9
＋現場管理費×0.6＋一般管理費×0.3 |
| (7) 支 払 条 件 | 前払及び部分払（前払金の割合は、当該工事の請負代金の額の10分の5以内の額。部分払は、工期中1回。） |
| (8) 契 約 締 結 | 落札から7日以内に仮契約を締結し、本契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年女川町条例第10号）の規定により女川町議会の議決を得た日とする。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号。以下「規則」という。）第

5条第3項の規定に基づく平成31・32年度建設工事入札参加資格承認を受けている業者で、下記の要件を満たすこと。

(1) 事業所の所在地に関する条件

宮城県内に契約権のある本社（店）又は営業所等（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。

(2) 経営事項審査結果に関する条件

建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「経営に関する客観的事項についての審査」（以下「経営事項審査」という。）における「土木一式」の総合評定値が850点以上かつ一級技術者が11人以上、又は総合評定値が950点以上であること。

(3) 建設業の許可に関する条件

土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(4) 施工実績に関する条件

平成21年度以降に、150,000千円以上（税込み）の人工芝グラウンド（サッカー、ラグビー、野球、ソフトボール場）一式工事（改修工事を含む）を元請として受注し、完成した実績（共同企業体の代表者としての受注を含む。）があること。（共同企業体の構成員としての実績は、構成員中最大のときに限る。）。

(5) 配置技術者に関する条件

主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）にあつては、次に掲げるアからエまでの基準をすべて満たした者を本工事に配置することができること。

ア 一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

イ 専任で配置できること。

ウ 所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と3か月以上の雇用関係にあること。

エ 平成21年度以降に、国又は地方公共団体等が発注した新設又は改修工事を監理技術者として施工した実績があること。

(6) 女川町から建設工事有資格業者に対する指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。

(8) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者）が暴力団である場合又は暴力団員が経営に事実上参加し

ていると認められる者。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていると認められる者。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用していると認められる者。

3 入札手続等

(1) 入札担当課

担当課名：生涯学習課

電話番号：0225 - 54 - 3131（内線421番）

郵便番号：986 - 2261

住 所：宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川178番地 KK - 8 街区 1 画地

(2) 入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

ア 閲覧の期間及び場所は、5に示すとおりとする。

イ 設計図書等に対する質問について

(ア) 設計図書等について質問がある場合は、質疑応答書に質疑事項を記入の上、5の表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。

(イ) 質疑事項に対する回答は、5の表に示す期間及び場所で閲覧に供する。

ウ 設計図書等の複写について

設計図書等の複写の承認を得て、閲覧期間中、次の場所において設計図書等を有料で複写することができる。

住 所：宮城県石巻市大街道西一丁目2番51号

名 称：株式会社コアシステム

電話番号：0225 - 95 - 6283

(4) 入札の日時、場所等

ア 入札の日時及び場所は、5の表に示すとおりとする。

イ 入札参加者は、受付時に一般競争入札参加資格審査結果通知書（原本）を提示すること。

4 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類（アについては、3の(2)により配付する様式による。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号） 1部

イ 特定建設業の許可書の写し 1部

ウ 類似工事の施工実績調書（様式第2号） 1部

エ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの） 1部

オ 配置予定技術者に関する調書（様式第3号） 1部

カ 配置予定技術者届 1部

キ 委任状 1部

ク 所在地及び名称を記載し、返信用切手を貼付した所定の返信用封筒 1部

ケ 女川町から連絡する際の窓口となる申請者社員の名刺 1部

(2) 入札参加書類の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

郵送（配達証明付郵便）に限る。なお、封筒には「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

イ 提出期限及び場所

5の表に示すとおりとする。

(3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す期日に通知する。

(4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由を書面により問い合わせることができる。

(5) (4)の問合せを行う場合は、その旨を記載した書面を入札担当課に提出すること。

5 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
入札参加申請書類 交付	期間 平成31年4月24日（水）から 平成31年5月15日（水）まで	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字 女川178番地 KK - 8街区1画地 女川町役場 2階 生涯学習課
設計図書の閲覧	期間 平成31年4月24日（水）から 平成31年5月15日（水）まで	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字 女川178番地 KK - 8街区1画地 女川町役場 2階 生涯学習課
質疑の受付 ※持参提出に限る。	期間 平成31年5月13日（月）から 平成31年5月15日（水）まで	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字 女川178番地 KK - 8街区1画地 女川町役場 2階 生涯学習課
質疑回答の閲覧 ※右記場所のほか、町 ホームページにも掲載	期間 平成31年5月16日（木）から 平成31年5月17日（金）まで	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字 女川178番地 KK - 8街区1画地 女川町役場 2階 生涯学習課
入札参加申請書類提出 ※配達証明付き郵便に 限る。	期限（郵送必着） 平成31年5月20日（月）	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字 女川178番地 KK - 8街区1画地 女川町役場 2階 生涯学習課
入札参加資格通知	期日（通知発送日） 平成31年5月23日（木）	
入札	日時 平成31年5月29日（水） 午前11時00分	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字 女川178番地 KK - 8街区1画地 女川町役場 1階 研修室1.2

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)並びに天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成30年法律第99号)に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(注) 上記の期間で「平成」と記載されているものについては、新元号に読み替えて取り扱うことといたします。

6 入札方法等

- (1) 郵送、電報、ファクシミリその他の電子通信による入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。再度入札回数は原則1回であるが、入札執行者が認めた場合は、この限りでない。

(4) 最低制限価格を下回る入札をしたものは、失格となり、再度の入札に参加することができない。

7 入札保証金

免除とする。

8 工事費内訳書の提示について

(1) 入札に際し、1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、閲覧した内訳書を使用することを原則とするが、自社の様式を使用する場合には、必ず項目（工事区分、工種、名称、数量、単位等）は閲覧した内訳書と同様のものを記載すること。

(3) 工事費内訳書は、返却しない。

9 入札の無効

(1) 規則第4条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

(2) 入札条件に違反したとき。

(3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかなきとき。

(5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為があったとき。

(6) 契約締結後において、上記（1）から（5）により入札が無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額とする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、女川町建設工事執行規則及び女川町建設工事競争入札参加心得（平成15年女川町訓令甲第28号。以下「競争入札参加心得」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 落札者は、入札参加申請時の「配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）」に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。
なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
- (3) この工事のうち設計図書等において指定した部分を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (5) 女川町建設工事執行規則及び競争入札参加心得については、女川町ホームページ又は女川町生涯学習課において閲覧することができる。